

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

川俣町長 藤原 一二

市町村名 (市町村コード)	川俣町 (07308)
地域名 (地域内農業集落名)	大綱木・旧町内地区 (第一、第二、第三、仁井町、荒町、新中町、中央、住吉、宮町、元町、倉ヶ作)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月19日 (第1回)R6.7.19

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は大綱木地区と旧町内地区に分かれており、大綱木地区は国道沿いに農地が集中しているが、狭小地や不整形地が多いため作業効率が悪いほか、山林の管理不足により日光が農地まで届かず、作物の生育不良が見受けられる土地もある。

旧町内地区は大部分が市街地であり、農地は他地区との境に点在している状況であるが、所有者不明農地が既に耕作放棄地となっていたり、担い手についても他地区に比べ少なく、高齢者が多いため当地区で農業が衰退してしまうのは時間の問題である。さらに、両地区共通の課題として、イノシシやサル等の有害鳥獣の増加と地区全体の担い手の高齢化が進み、後継者も不足しているため、10年後は遊休農地となってしまう可能性が懸念されており、その対策も喫緊の課題である。

【地域の基礎的データ】

認定農業者2人(大綱木地区、うち50代以下0人)

主な作物: 水稻、花卉

(2) 地域における農業の将来の在り方

主要作物である水稻、花卉を作付けしている農地については、引き続き営農を続け守っていく。また、担い手が高齢化等でリタイアした場合に代わりとなる担い手を地区内外から募集していく必要がある。

今後の担い手が集積・集約しやすいよう基盤整備事業の実施を検討し、現在遊休地となっている農地については、耕作放棄地とならないよう地区全体で維持管理を行いながら継続的に利用方法を検討していく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	166 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	166 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

当面は農用地等面積のすべてを農業上の利用が行われる区域とするが、維持管理及び保全管理が行われる区域については今後具体的な取り組みが検討された際に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在高齢の農業者については、10年後までにリタイアや規模縮小する可能性がある。後継者がいない場合、その農地は耕作放棄地となってしまうことが懸念されるため、相談を受けた際には地区内外から後継者を募り集積を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については農地中間管理事業の活用を基本とし、地権者の意向を踏まえながら担い手への集積・集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
水路や作業道、圃場整備の要望がある場合は、国や県の補助金を活用し実施していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
福島県農業経営・就農支援センター、県北農林事務所、ふくしま未来農業協同組合、福島県農業振興公社、農業委員会等と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ農業支援サービス事業者への委託予定はないが、今後担い手が高齢化によりリタイアしていく事を想定し、検討していく必要がある。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣(イノシシ)の被害が増加しているため、現在行っている有害鳥獣被害防止対策のワイヤーメッシュ柵及び電気柵導入の継続と、より効果的な対策の検討を行う。
- ⑦地区全体で遊休農地の保全・管理を行い、農地及び景観の荒廃を防ぐ。